

山口県地域医療介護総合確保基金関連施設・設備整備事業概要

院内助産所・助産師外来整備事業（施設分・設備分）

がん診療施設施設・設備整備事業

医療機能分化連携推進事業（回復期設備整備）

*R7.9 時点

院内助産所・助産師外来整備支援事業

1 対象事業

院内助産所・助産師外来の開設・改修のための施設整備事業、医療機器購入に係る設備整備事業

2 対象事業者

産科又は産婦人科を有する病院、診療所
ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く

3 交付額の算定方法

別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率								
施設整備	<p>基準面積30m²に下記構造別単価を乗じて得た額 ただし、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>構造別</th><th>単価(円/m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>166,300</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>145,100</td></tr><tr><td>木造</td><td>166,300</td></tr></tbody></table>	構造別	単価(円/m ²)	鉄筋コンクリート	166,300	ブロック	145,100	木造	166,300	院内助産所・助産師外来として必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	1/3
構造別	単価(円/m ²)										
鉄筋コンクリート	166,300										
ブロック	145,100										
木造	166,300										
設備整備	1か所あたり3,919千円	院内助産所・助産師外来として必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品につき10,000円に満たない場合は対象としないものとする。	1/2								

※開設及び既設を問わない

※ 補助基準は平成25年度まで厚生労働省補助事業として運用されていた「医療提供体制施設整備交付金」の「院内助産所・助産師外来施設整備事業」及び

「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内助産所・助産師外来設備整備事業」と同じ

がん診療施設施設・設備整備事業

1 対象事業

がんの診断、治療を行う病院の施設・設備整備事業

2 対象事業者

がん診療連携拠点病院等

3 交付額の算定方法

- (ア) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率												
施設整備	<p>基準面積1,300m²に次の基準単価を乗じた額 ただし、補助対象部分の建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>(1) 診療棟</p> <table border="1"><thead><tr><th>構造別</th><th>基準単価 (円/m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>295,100</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>258,000</td></tr></tbody></table> <p>(2) がん専用病棟</p> <table border="1"><thead><tr><th>構造別</th><th>基準単価 (円/m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>264,400</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>230,500</td></tr></tbody></table>	構造別	基準単価 (円/m ²)	鉄筋コンクリート	295,100	ブロック	258,000	構造別	基準単価 (円/m ²)	鉄筋コンクリート	264,400	ブロック	230,500	<p>がん診療施設として必要な各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)</p> <p>(2) がん専用病棟 (病室、診察室、処理室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p>	0.33
構造別	基準単価 (円/m ²)														
鉄筋コンクリート	295,100														
ブロック	258,000														
構造別	基準単価 (円/m ²)														
鉄筋コンクリート	264,400														
ブロック	230,500														
設備整備	1か所当たり 32,400千円 (ただし、1品目の価格が54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲で加算することができる。)	<p>がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費</p> <p>ただし、1品につき100千円を下限とする。</p>	3分の1												

※ 補助基準は平成26年度まで厚生労働省補助事業として運用されていた「医療提供体制推進事業費補助金」の「がん診療施設施設整備事業」及び「がん診療施設設備整備事業」と同じ

医療機能分化連携推進事業（回復期設備整備）

1 対象事業

既存病床から回復期病床への転換を図るために必要な設備整備事業

(事業例)

- ・物理療法を実施するための、超音波治療器や温浴療法用装置の導入
- ・運動療法を実施するための、昇降練習用階段や平行棒、エアロバイクの導入

2 対象事業者

病床を有する医療機関

3 支援要件

- ・医療機関の所在する地域の地域医療構想調整会議における合意を得ること
- ・既存病床から回復期病床への転換であること
- ・事業実施以降の直近の年度の病床機能報告で、病床機能の変更を報告すること

4 交付額の算定方法

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1／2を乗じて得た額を交付額とする。なお、交付額が第4欄に定める下限額に満たない機器については、交付決定を行わないものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
回復期設備整備	1 施設当たり 11,000 千円	リハビリのための治療機器や訓練機器など、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	1 品につき 33 千円